

## 宅建業者の皆様へ

大規模な土地取引の際に届出を提出しない、  
いわゆる「無届」の事務処理を平成27年4月  
1日から変更します（罰則の適用に向けた厳格化）。

### ポイント

- 登記情報との照合等により、ほぼ全ての無届を把握します。
- 過去3年以内に無届がある場合には、悪質でない場合も、原則として警察に告発します。 ➡ **国土利用計画法に基づく罰則  
6ヶ月以下の懲役又は100万円以下の罰金**
- 無届を行った者が宅建業者の場合には、違反の事実を宅建業法の担当部局へ通知します。 ➡ **宅建業法に基づく監督処分**